

感染拡大を食い止めるための緊急特別対策の実施について

(特別対策期間：令和3年1月8日(金)～令和3年2月7日(日))

12月14日から「年末年始の医療崩壊を回避するための緊急特別対策」を実施した結果、年末年始の救急医療体制を維持することができましたが、新型コロナ以外の病床利用率は正月明けから再び増加傾向にあります。新型コロナの新規感染者数も高い水準で推移しており、療養者数が再び400人を超えるなど医療提供体制のひっ迫が強く懸念される状況にあります。

また、5市(那覇市・浦添市・沖縄市・名護市・宜野湾市)に対し営業時間短縮の要請を行った結果、年末年始にかけて一定の抑制効果が認められたものの再び増加傾向にあり、他地域においても、飲食関連の感染が拡大している地域が見られます。

さらに、正月休みの帰省や旅行関連の感染者の増加が確認され、また、時短要請に応じていない店舗でのクラスターの発生と、そのクラスターの感染者が家庭内や職場でも感染を広げ、クラスターが連鎖した事例などが確認されており、県内全体の感染状況は増加に転じてきています。

今後は、成人式や3連休の影響、及び新年会等の宴会に伴う感染拡大に歯止めをかける必要があります。

1月7日に全国の新規感染者が初めて7,000人を超えるなど急速に感染が拡大しており、感染者の過半数を占める1都3県(東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県)に対しては、緊急事態宣言が発令されています。

こうした県内外の状況を踏まえ、県としては、営業時間短縮の要請延長や往来自粛要請などの緊急特別対策を実施しますので、県民、事業者及び来訪者の皆様には、感染拡大を食い止めるため、是非ともご協力をお願いします。

1 営業時間短縮の要請について

次の7市の飲食店及び接待を伴う遊興施設等を運営する事業者において、営業時間を朝5時～夜10時までとするよう要請します。対象の全期間、時短要請に応じていただいた事業者には、協力金を支給します。

- (1) 対象市町村 那覇市・浦添市・沖縄市・名護市・宜野湾市・宮古島市・石垣市
- (2) 対象期間 1月12日(火)～1月31日(日) 20日間
- (3) 協力金支給額 80万円

※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等をいう。

※ 協力金の対象は、対象市内において、営業継続中の飲食店及び接待を伴う遊興施設等を運営し、かつ通常営業として深夜営業(夜 10 時～朝 5 時の時間帯を含む営業)を行っている事業者とする。

2 外出時の注意について

県民及び来訪者の皆様には、クラスターが発生している場所や、3密の回避が難しい場所への外出は控えるようお願いいたします。買い物の際も、少人数・短時間で済ませるようお願いいたします。

3 離島との往来について

引き続き、来島自粛を求めている離島との往来は自粛をお願いいたします。

また、その他の離島についても、離島の医療体制は脆弱であることから、本島と離島間、離島と離島間の移動については、必要最小限とするようお願いいたします。

4 県外との往来について

国の緊急事態宣言が発令された地域(11 都府県：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・岐阜県・福岡県・栃木県(1 月 14 日時点))には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 45 条第 1 項に基づき、不要不急の外出自粛要請が出されていますので、当該地域との不要不急な往来については、自粛をお願いいたします。

その他の地域との往来については、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いいたします。

※ 国の緊急事態宣言の対象地域が追加された場合は、その時点で往来自粛の対象とします。

5 成人式の開催について

成人式の主催者は、新成人に対して、式典終了後の宴会を控えるよう周知徹底してください。周知徹底が困難な場合は、成人式の延期や分散開催等の検討をお願いいたします。

新成人の皆様は、式典前後の宴会への参加、体調不良時の式典への参加、及び式典会場やその周辺での密集を控えるようお願いいたします。

◎ 上記は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項及び沖縄県新型コロナウイルス感染症等対策条例に基づく協力依頼です。

緊急特別対策を踏まえた主な経済対策

経済対策にあたっては、「新型コロナウイルス対策に係る沖縄県の経済対策基本方針」に基づき、経済的影響を最小限に留めるため、11次にわたる補正予算において、商工・観光・農林等の産業振興分野で約712億円の予算を確保し、必要な対策を実施しています。

そのうえで、経済団体で構成する「経済対策関係団体会議」における意見交換を随時実施しながら、経済団体とも連携し、事業の継続、雇用の維持、さらには経済回復のために必要な地域消費喚起策など切れ目のない対策を講じます。

1 商工関連

(1) プレミアム付きクーポン（ハピ・トク沖縄クーポン）による県内事業者の需要喚起支援
小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業などの最終消費者向け店舗を運営する県内の中小・小規模・個人事業者を対象とするプレミアム付きクーポン（ハピ・トク沖縄クーポン）を発行し、幅広く需要喚起を図ることで、コロナ禍で厳しい状況にある県内各地域の事業者の皆様を支援します。

(2) 「新型コロナウイルス感染症対応資金」による資金繰り支援

3年間実質無利子、保証料ゼロ、据置期間5年以内の「新型コロナウイルス感染症対応資金」により、売上高等に影響を受けた事業者に対する資金繰り支援を行います。

(3) 雇いを維持するための支援

令和3年2月末まで特例措置等の期間が延長された雇用調整助成金の活用促進や、事業主の更なる負担軽減のため、県独自の上乗せ助成を行う「沖縄県雇用継続助成金」のほか、就職困難者等への再就職支援や生活相談など、雇用の維持を図るための施策を実施します。

2 観光関連

(1) おきなわ彩発見キャンペーン事業

GoToキャンペーンの全国における一時停止や国の緊急事態宣言により、本県のリーディング産業である観光産業は、かき入れ時を逃がした上に、さらに追い打ちをかけられた厳しい状態が続いています。

Withコロナ時代においては、感染対策をした上での経済対策も重要だと考えており、県内の感染状況を踏まえつつ域内需要喚起を図る観点から、県民を対象としたおきなわ彩発見キャンペーン第3弾を実施します。

3 農林関連

(1) 県産農林水産物の物流確保対策

往来の自粛等による航空便の減便等が生じた場合は、出荷最盛期を迎える県産農林水産物への影響を軽減するため、引き続き、市場関係者や生産団体、航空会社、貨物輸送代理店等の関係者と緊密に連携・情報収集を図りながら、「航空機物流機能回復事業」による物流確保対策を実施します。

(2) 県産農林水産物の販路確保対策

飲食業の時短要請の延長やイベントの自粛等による需要の減少などの影響に対しては、学校給食等への利活用や花き類の飾花展示などの消費喚起対策、影響が懸念される品目を中心とした販路確保対策や販促活動の強化、生産者の負担軽減対策や経営継続支援等、生産団体等と緊密に連携を図り対策を実施します。